

名古屋市交通局管理規程第 10 号

名古屋市交通局契約規程（昭和 39 年名古屋市交通局管理規程第 18 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 31 日

名古屋市交通局長 折戸 秀郷

第 24 条中「次の表の左欄」を「同令別表第 1 の上欄」に、「右欄に定める」を「下欄に掲げる」に改め、同条の表を削る。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。